

# 自社株対策 Q&A

Q1

事業承継税制の「自社株の納税猶予制度」を活用したら、  
自社株評価の引下げは不要じゃないの？

A

「自社株の納税猶予制度」の活用だけでは、事業承継にかかる問題すべては  
解決できません。そのため、引き続き自社株評価の引下げは有効です。





※事業承継税制の詳細については、「円滑な経営承継のための手引き(C-30-1017)」をご参考ください。

「自社株の納税猶予制度」を活用しても、引き続き以下の問題が残ります。

## ■ 納税猶予されるのは「後継者」の「自社株」にかかる部分のみです

- ・納税猶予されるのは、後継者の「自社株」にかかる部分のみのため、その他の事業用資産(不動産など)を贈与・相続した場合については納税が必要です。
- ・また、制度を活用した場合、「後継者」は自社株に対応する相続税が納税猶予されますが、「後継者以外の相続人」の相続税の計算には、自社株も含まれます。
- ・そのため、自社株評価を引下げることは、相続財産を小さくし、相続税を引下げる効果があります。

(納税猶予が適用される範囲)

	後継者への相続 	後継者以外への相続 
自社株 	納税猶予	納税猶予はなく、 自社株の評価を含めた 税率での納税が必要
その他の財産 	納税猶予はなく、 自社株の評価を含めた 税率での納税が必要	納税猶予はなく、 自社株の評価を含めた 税率での納税が必要

## ■ 納税猶予制度は、納税の免除ではありません

- ・自社株の納税猶予制度は、あくまでも「猶予」であって「免除」ではありません。
- ・相続税納税の現金が少ないために自社株を売却するしかなくなった場合など、一定の適用要件を満たさなくなった場合は、原則として納税猶予の適用が打ち切れ、納税猶予額と利子税を納付する必要があるため、納税猶予額が小さいに越したことはありません。

円滑な事業承継には、引き続き自社株評価の引下げが有効です

## Q2

生命保険で退職金を準備することで、  
株価が引下げられるのはなぜ？

A

損金性のある保険料を支払うことで「利益」が抑制され、退職金を支払うことで「利益」「純資産」が引下がるためです。  
「利益」「純資産」が引下がると、自社株評価が下がります。

## ■ 自社株評価のしくみ

・非上場会社の自社株評価は、原則①「類似業種比準価額方式」と②「純資産価額方式」を加味して求めます。  
会社の規模に応じて、以下のように評価します。

会社規模		評価方式
大会社		①「類似業種比準価額方式」
中 会 社	大	①「類似業種比準価額方式」×0.90 + ②「純資産価額方式」×0.10
	中	①「類似業種比準価額方式」×0.75 + ②「純資産価額方式」×0.25
	小	①「類似業種比準価額方式」×0.60 + ②「純資産価額方式」×0.40
小会社		①「類似業種比準価額方式」×0.50 + ②「純資産価額方式」×0.50

※会社規模にかかわらず、上記評価方式と「純資産価額方式」のいずれか少ない金額による方法を選択できます。

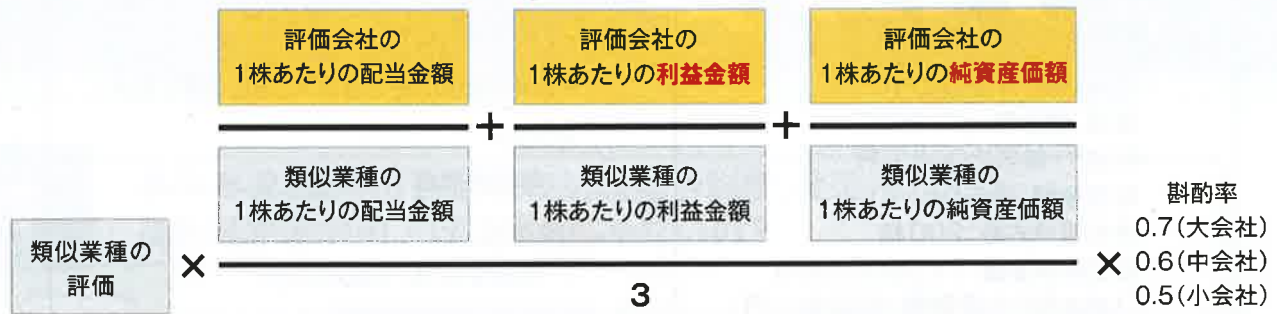
## 会社規模の判定

規模（総資産価額・従業員数および取引金額）に応じて、以下のように大会社・中会社・小会社に区分します。  
従業員数が70人以上の場合は、総資産価額・取引金額によらず、会社規模は大会社となります。

第1次判定 ①と②どちらか下の区分				第2次判定 第1次判定の結果と③どちらか上の区分			会社規模
① 総資産価額（帳簿価額）			② 従業員数	③ 年間の取引金額			
卸売業	小売業 サービス業	左記以外		卸売業	小売業 サービス業	左記以外	
20億円以上	15億円以上	15億円以上	35人超	30億円以上	20億円以上	15億円以上	大会社
4億円以上	5億円以上	5億円以上		7億円以上	5億円以上	4億円以上	中会社の 大
2億円以上	2.5億円以上	2.5億円以上	20人超	3.5億円以上	2.5億円以上	2億円以上	中会社の 中
7,000万円以上	4,000万円以上	5,000万円以上	5人超	2億円以上	6,000万円以上	8,000万円以上	中会社の 小
7,000万円未満	4,000万円未満	5,000万円未満	5人以下	2億円未満	6,000万円未満	8,000万円未満	小会社

# 1 類似業種比準価額方式

「配当」「利益」「純資産」の3つの要素を、類似の上場会社平均と比較して株価を算出します。



✓ 会社の「配当」「利益」「純資産」の3つの要素を引下げることにより、評価額を引下げます。

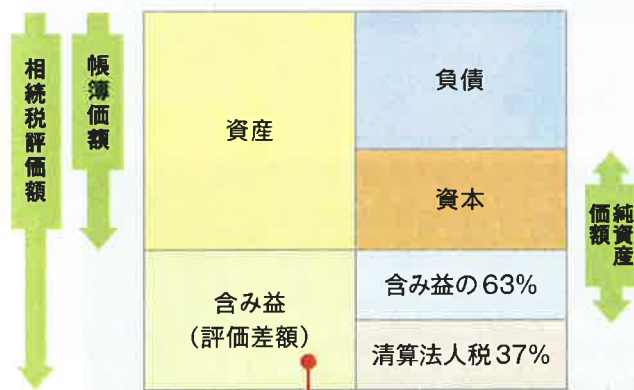
配当	利益	純資産
<ul style="list-style-type: none"> <li>●減額または無配</li> <li>●通常配当ではなく、記念配当または特別配当にする (株価計算上、配当から除外)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●役員退職金の支払</li> <li>●保険料を損金に算入する保険の活用</li> <li>●大型の設備投資 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●記念配当、特別配当</li> <li>●役員退職金の支払 など</li> </ul>

# 2 純資産価額方式

会社の純資産を「帳簿価額」から「相続税評価額(≒時価)」に評価し直して株価を算出します。

$$1 \text{ 株あたりの評価額} = \frac{\text{資本の部} + \text{含み益の63\%}}{\text{発行済株式数(自己株式を除く)}}$$

✓ 会社が所有する資産を、次のような方法で簿外に流出させることにより、純資産額を減少させて評価額を引下げます。



- 役員退職金の支払
- 保険料を損金に算入する保険の活用
- 不動産の購入
- 不要資産の廃棄
- 不良債権の放棄 など

生命保険の解約払戻金は、資産計上額を超える部分(含み益)から37%を控除できるため、現金よりも相続税評価額が低くなります。

保険料の支払によって「利益」が抑制され、退職金の支払によって「利益」「純資産」が引下がるため、  
**生命保険は株価の引下げ対策に効果的です。**

## 自社株対策の効果(例) ～生命保険を活用した退職金準備～

### 前提条件

#### 企業情報

- ・会社規模: 中会社の中
- ・業種: 建設業
- ・利益※: 毎年2,000万円
- ・配当金額: 毎年0円
- ・発行済株式数: 200株
- ・自社株評価額: 71,990,000円  
(1株あたりの評価額: 359,950円)
- ※保険加入前かつ税引前の利益
- ◎減価償却など、その他の変数は一切考慮しないものとする

#### 加入する生命保険

- ・保険料の2分の1が損金算入となる保険に加入

#### Aプラン

- ・年間保険料: 1,000万円

#### Bプラン

- ・年間保険料: 1,500万円

#### Aプラン・Bプラン共通

- ・10年後の解約返戻率: 90.0%

### 10年後の自社株評価額

何も自社株対策をしなかった場合

対策なし

123,455,000円

約12,300万円

順調に利益が出続けると、  
一般に株価は上昇し続けます。

生命保険を活用した退職金準備を行い、  
10年後に解約払戻金の全額を退職金として支給した場合

Aプラン

93,345,000円

約9,300万円

生命保険活用と退職金支払により、  
対策をしなかったときに比べて  
株価の上昇を大幅に抑制※することができます。  
支払保険料の金額や退職金額が大きくなると、さらに効果が大きくなります。

Bプラン

78,290,000円

約7,800万円

約3,000万円(約24%)  
の引下げ効果

約4,500万円(約36%)  
の引下げ効果

※実際の自社株対策の効果は、会社規模などの企業情報や、利益状況、加入する生命保険の内容などにより異なります。

◎この資料は、2018年9月現在の商品内容・税制に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。  
◎実際の税務取扱にあたっては、担当の税理士または所轄の税務署などの関連機関にご確認ください。  
◎ご検討・ご契約にあたっては、[設計書][契約概要][注意喚起情報][ご契約のしおり][約款]を必ずご覧ください。

引受保険会社

**DAIDO 大同生命保険株式会社**

本社(大阪) 〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号  
(東京) 〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号  
<https://www.daido-life.co.jp/>

東東京支社  
東京都江東区亀戸2-26-10 立花亀戸ビル8階  
03-5626-6161 担当: XXXXXXXXXX